掛川市条例第３２号

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年１０月６日

掛川市長

（別紙）

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年掛川市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（一般廃棄物の処理手数料等） 第８条　市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第１項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に1.08を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を手数料として徴収するものとする。 (1) 一般廃棄物の処理に係る手数料　別表第１に定める額 (2) （略）	（一般廃棄物の処理手数料等） 第８条　市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第１項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に1.08を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を手数料として徴収するものとする。 (1) 高瀬瓦礫処理場又は東大谷瓦礫処分場に自己搬入された一般廃棄物の処理に係る手数料　別表第１に定める額 (2) （略） ２　市長は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる指定袋（一般廃棄物を搬出するために用いる容器として市長が指定する袋をいう。）の容量の区分に応じ、当該各号に定める額を一般廃棄物の処理に係る手数料として徴収するものとする。 (1) 30リットル　１枚につき21円60銭 (2) 20リットル　１枚につき17円40銭
（手数料の減免） 第10条　市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、申請により第８条の規定による手数料を減免することができる。	（手数料の減免） 第10条　市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、申請により第８条第１項の規定による手数料を減免することができる。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第８条関係）

単　　位		金　　額
表示最大積載量が1,000kg未満のもの	１車につき	500円
表示最大積載量が1,000kgのもの	１車につき	1,000円
表示最大積載量が1,000kgを超えるもの	1,000円に1,000kgを超える部分につき500kgまでを増すごとに500円を加算した額	

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、公布の日から施行する。